

ガバナンスの取り組み

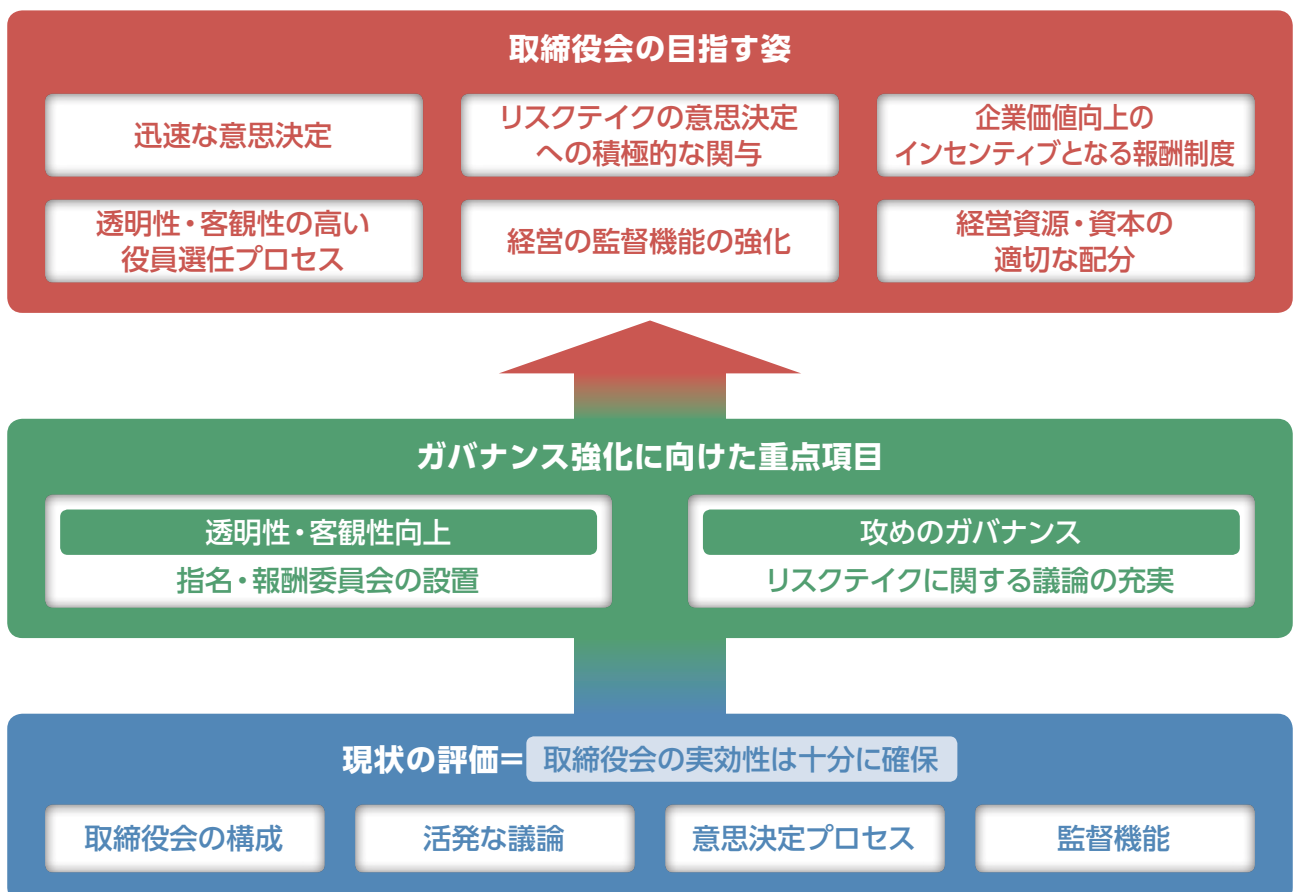
ガバナンス改革の取り組み

当行は、これまで取締役会の構成、役員報酬制度の改革を進めてきました。改革の一環として、2019年6月から監査等委員会設置会社に移行しています。

取締役会の構成 議論の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・監査・監督機能の強化、意思決定の迅速化、経営の透明性の向上を目的に、監査等委員会設置会社へ移行 ・取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監督側4名と執行側4名の人数が拮抗する構成 ・監査等委員である取締役は社内2名、社外3名と社外が過半数を占める ・社外取締役は積極的に発言し、議案の決定プロセスに深く関与 	2011年	体制変更 総数 17名→8名 社外取締役増員
		2019年	監査等委員会設置会社へ移行 社外取締役比率46.1%
透明性・客観性の高い 役員選任プロセスと 役員報酬制度	<ul style="list-style-type: none"> ・社外取締役を委員長とした任意の指名・報酬委員会を設置 ・企業価値向上のインセンティブとして業績連動報酬、自社株報酬を導入 ・役員報酬に占めるインセンティブ報酬の割合が高い報酬体系 	2008年	ストックオプション導入
		2016年	株式給付信託に変更
		2018年	任意の指名・報酬委員会設置
取締役会の 実効性評価	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートにより取締役会の実効性を評価 ・課題に対するアクションプランを作成し改善に取り組む ・評価結果はコーポレートガバナンス報告書で詳細に開示 	2016年	取締役会の実効性 評価開始

コーポレートガバナンス体制の強化

ステークホルダーのご期待に応え、持続的な企業価値向上を実現するため、今後もコーポレートガバナンス体制の強化を継続していきます。



※ガバナンスについては資料編P16～18にも掲載しています